

- 別表…同一債務者に対する金銭債権を個別評価貸倒引当金と一括評価貸倒引当金とに区分適用していませんか（法52①②、法96①）
- 別表…（適用要件）確定申告書に繰り入れた金額の損金算入に関する明細の記載がありますか（法52③）

- 1…別表十一（一）の「5」欄との合計額がB/Sと一致していますか
- 6…中小法人は(2)×(3)または(4)×(5)により限度額計算していますか
- 18…B/Sの金銭債権と一致していますか
- 19…別表五（一）の税務否認金が記載されていますか（税抜経理方式を選択している場合は税込金額）
- 19…売掛金、貸付金に準ずる債権に該当する次のような債権を記載していますか（法基通11-2-16）
- ①未取の譲渡代金、未取加工料、未取請負金、未取手数料、未取保管料、未取地代家賃等または貸付金の未取利息で、益金の額に算入されたもの
- ②立替金
- ③未取損害賠償金
- ④保証債務履行の求償権
- ⑤先日付小切手
- ⑥貸倒れ否認額（個別評価金銭債権に係るものを除く）
- ⑦延払基準適用の割賦未取金等（法基通11-2-19）
- ⑧B/Sの脚注表示の裏書譲渡手形（法基通11-2-4）
- ⑨工事進行基準による未取入金（法令130①）
- ⑩売買とされるリース取引のリース料のうち、支払期日未確定となっているリース取引合計額（法基通11-2-20）
- 20…売掛債権等に該当しない次のような債権を記載していますか（法基通11-2-18）
- ①預貯金及びその未取利息
- ②公社債の未取利息
- ③未取配当金
- ④保証金
- ⑤敷金
- ⑥預け金
- ⑦資金取得の代価等に充てられる手付金
- ⑧前借金
- ⑨前払給料
- ⑩前渡交際費
- ⑪概算旅費等
- ⑫協力金等
- 21…別表十一（一）の個別評価貸倒引当金の金銭債権金額を記載していますか（法52①②、法96①）
- 21の計…別表十一（一）の「6」欄の計と一致していますか

① 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	平成	平成			
当期繰入	1	325,500			
期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額（24の計）	2	35,100,000			
貸倒実績率（17）	3				
実質的に債権とみられないものの額を控除した期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額（26の計）	4	32,550,000			
法定の繰入率	5	$\frac{10}{1,000}$			
繰入限度（(2)×(3)又は(4)×(5)）	6	325,500			
公益法人等・協同組合等の繰入限度額（6）× $\frac{10}{100}$	7				
繰入限度超過額（1）-（(6)又は(7)）	8	0			
一括評価金銭債権の明細					
勘定科目	期末残高	18	19	20	21
受取手形	2,500,000				
売掛金	32,180,000				
未収入金	420,000				
計	35,100,000				
基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細					
平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の合計額	27	67,900,000			
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	28	4,970,000			

別表十一（一の二） 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

30. 4. 1	法人名	31. 3. 31	9	10	11	12	13	14	15	16	17
株式会社A											
前3年内事業年度（設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度）末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額											
(9) 前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の取											
前年度又は連結事業年度末の貸倒れによる損失の額の合計額											
損金の額に算入された令第96条第6項第2号ロの金額の合計額											
損金の額に算入された令第96条第6項第2号ハの金額の合計額											
益金の額に算入された令第96条第6項第2号ニの金額の合計額											
貸倒れによる損失の額等の合計額（(11)+(12)+(13)-(14)）											
(15) × $\frac{12}{100}$ 前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計											
貸倒実績率（16）（小数点以下4位未満切上げ）											

法第52条第1項第3号に該当する法人の令第96条第9項各号の金銭債権以外の金銭債権の額	22	23	24	25	26
法第52条第1項第3号に該当する法人の令第96条第9項各号の金銭債権以外の金銭債権の額					
22			2,500,000		2,500,000
23			32,180,000	2,550,000	29,630,000
24			420,000		420,000
25					
26					
27			35,100,000	2,562,300	32,537,700
28				2,550,000	32,550,000
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					

□5…中小法人（資本金等1億円以下）の法定繰入率は適正ですか（措法57の9、措令33の7④）（非中小法人等は除く）

主たる事業	割合
卸売及び小売業（飲食店業及び料理店業を含む）	1000分の10
製造業（電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理業を含む）	1000分の8
金融及び保険業	1000分の3
割賦販売小売業、包括信用購入斡旋業、個別信用購入斡旋業	1000分の13
その他の事業	1000分の6

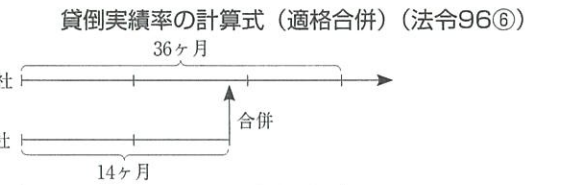
□9～17…金銭債権の譲渡損または子会社支援損を含めていませんか（法96⑥ニイ、法基通9-4-1～2）

□9～17…税務上の貸倒損失の額を基礎に計算していますか

□9～17…適格合併があった場合、被合併法人の分を含めていますか（法52②、法96②）

□25…実質的に債権と認められない同一人に対する次のような債権を記載していますか（法基通11-2-9）

- ①買掛金
- ②裏書譲渡した手形金額
- ③営業保証金
- ④借入金
- ⑤未成工事受入金
- ⑥預り金
- ⑦敷金等



$$\frac{\left(\begin{matrix} \text{前3年内事業年度に係る売掛金} \\ \text{の貸倒損失} \\ \text{②ニイ} \\ \times \times \times \end{matrix} + \begin{matrix} \text{前3年内事業年度に係る個別評価貸倒引当金額の取崩益} \\ \text{②ニイ} \\ \times \times \times \end{matrix} \right) \times 12}{\begin{matrix} \text{前3年内事業年度における月数} \\ 50 \end{matrix}} = \times \times \times$$

（小数点以下四位未満の切上げ）

□1、2…(適用要件) 確定申告書に国等に対する寄附金額の記載及び明細書の添付があり、かつ、財務省令で定める書類を保存していますか(法法37⑨、法規24)

③ 寄附金の損金算入に関する明細書

公益法人等以外の法人の場合			
1	指定寄附金等の金額(41の計)	250,000	円
2	特定公益増進法人等に対する寄附金(42の計)	150,000	
3	その他の寄附金	100,000	
4	計(1)+(2)+(3)	500,000	
5	完全支配関係がある法人に対する寄附金額		
6	計(4)+(5)	500,000	
7	所得金額仮(別表四「25の①」)	10,848,732	
8	寄附金支出前所得金額(6)+(7)(マイナスの場合は0)	11,348,732	
9	同上の2.5又は1.25相当額	283,718	
10	期末の資本金等の額(別表五(一)「36の④」)(マイナスの場合は0)	10,000,000	
11	同上の12	10,000,000	
12	同上の1000	25,000	
13	一般寄附金の損金算入限度額(10)+(12)	77,179	
14	寄附金支出前所得金額の50相当額(8)× $\frac{50}{100}$	709,295	
15	期末の資本金等の額の月数換算額(10)× $\frac{3.75}{12}$ 相当額(1)× $\frac{3.75}{1,000}$	37,500	
16	特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額(14)+(15)	373,397	
17	特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額(16)と(13)のうち少ない金額	150,000	
18	指定寄附金等の金額(1)	250,000	
19	国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額		
20	(4)寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額	500,000	
21	同上のうち損金の額に算入されない金額(20)-(9)-(13)-(17)-(18)	22,821	
22	国外関連者に対する内部寄附金額(19)		
23	完全支配関係がある法人に対する寄附金額(5)		
24	計(21)+(22)+(23)	22,821	

指定寄附金等			
寄附した日	寄附先	告示	
平成30. 4. 30	日本赤十字	昭和40年大蔵省	
計			
寄附した日	寄附先	所在	
平成30. 10. 25	社会福祉法人〇〇	東京都〇〇区〇〇	
計			
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特)			
支出した日	受託者	所在	

- 1~3…金銭以外の資産を寄付した場合は時価で記載していますか(法法37⑦、法基通9-4-8)
- 3…国外関連者に対する寄附金額が含まれていますか
・完全支配関係がある法人に対する寄附金額を含めていませんか(完全支配関係がある法人に対する寄附金額は「5」欄に記載)
- 3…地方公共団体等に対して行った土地、建物等の寄附のうち繰延資産等と認められるものはありますか(法基通7-3-11の2、5、8-1-3)
- 4…未払金、支払期日未到来の手形は除いていますか(法令78①、法基通9-4-2の4)
- 4…仮払金は含めていますか(法基通9-4-2の3)
- 6…P/Lの金額と一致していますか
- 8…マイナスは0としていますか
- 9…割合は適正ですか(法令73①)
- 10…別表五(一)の「36」④欄から移記されていますか(マイナスは0)
- 11…1年未満の月数は切り捨てていますか(法令73⑤)
- 24…別表四「26」で加算(流出)していますか

0. 4. 1 法人名 株式会社A

1. 3. 3. 1 公益法人等の場合

公益法人等の場合			
25	長期給付事業への繰入利子額		円
26	同上以外のみなし寄附金額		
27	その他の寄附金額		
28	計(25)+(26)+(27)		
29	所得金額仮計(別表四「25の①」)		
30	寄附金支出前所得金額(28)+(29)(マイナスの場合は0)		
31	同上の100相当額		
32	公益社団法人又は公益財団法人の公益法人特別限度額(別表十四(二)付表「3」)		
33	長期給付事業を行う共済組合等の損金算入限度額(25)と繰上り率5%相当額のうち少ない金額		
34	損金算入限度額		
35	指定寄附金等の金額(41の計)		
36	国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額(28)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額(28)-(36)		
38	同上のうち損金の額に算入されない金額(37)-(34)-(36)		
39	国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額(36)		
40	計(38)+(39)		

寄附金に関する明細		
番号	寄附金の使途	寄附金額
告示154号		250,000
計		
250,000		
に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細		
地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額
〇〇町〇-〇	社会福祉事業	150,000
計		
150,000		
定公益信託を除く。)に対する支出金の明細		
地	特定公益信託の名称	支出金額

- 26…国家公務員共済組合等の共済組合に係るものですか(法令74)
- 31…学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、社会医療法人の場合は50/100としていますか(所得金額の50/100に相当する金額が200万未満の場合は200万円×事業年度月数/12)(法令73①三、④)
- 41…指定期間内に支出されていますか
- 41…国等に対するものは採納手続きを受けていますか(法基通9-4-3)
- 41…町内会等に対するもの除いていますか
- 41…開発行為に伴い地方公共団体へ支出する開発負担金、私道、公共的施設の設置・改良費用等は除いていますか(法基通7-3-11の2、7-3-11の5、8-1-3)
- 42…特定公益増進法人に該当していますか

- 1…現実に支払がなされていない場合（未払金）またはその支払額を仮払金とした場合も含めていますか
- 3…定額控除額は適正ですか（資本金の額等1億円以下は800万円）（措法61の4②）（非中小法人等は除く）
- 3…1月未満の端数は切り上げていますか（措法61の4③）
- 6…P/Lの一般管理費、製造原価の交際費金額と一致していますか
- 6…他科目交際費の抽出がもれていませんか
- 6…棚卸資産、固定資産等の取得価額に含めた金額を記載していますか（措通61の4(1)-24）
- 6…①消費税の課税売上割合95%未満の場合、②課税期間における課税売上高が5億円超である場合、③準ずる割合の適用を受けている場合は、交際費に係る控除対象外消費税の金額を記載していますか（消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて12）

① 交際費等の損金算入に関する明細書

事業年度	平成	30	4	1
平成	31	3	3	1
法人名 株式会社A				
支出交際費等の額 (8の計)	1	891,978	円	
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計) × 50/100	2	395,821	円	
中小法人等の定額控除限度額 (1)の金額又は800万円 × 12/12 (相当額のうち少ない金額)	3	891,978	円	
支出交際費				
科目	支出額	交際費等 控除され た額		
交 際 費	891,978		円	
計	891,978		円	

定額控除額
平26.4.1以後開始事業年度

中小法人*	800万円（措法61の4①②） （接待飲食費の50%損金算入か選択）
中小法人以外の法人	0

※中小法人（期末資本金等の額が1億円以下）であっても大法人（資本金等の額が5億円以上の法人）による完全支配関係がある普通法人は除きます（措法61の4②）

交際費の範囲

交際費等61の4①				
交際費から除かれるもの			交際費	
従業員の慰安（措法61の4④一）	1人当たり5000円以下の飲食費（社内飲食費除く）（措法61の4④二）	カレンダー・手帳・会議費等（措法61の4④三）	接待飲食費の50%は損金算入 ・中小法人は1600万円以上の支出があればこれが有利（選択：定額控除800万）	左記以外

※26.4.1以後に開始する事業年度分から適用

30. 4. 1	法人名	株式会社A	別表十五
31. 3. 31	損金算入限度額 (2)又は(3)	891,978	円
	損金不算入額 (1)-(4)	0	円
等 の 額 の 明 細			
7	の額から 費用の額	8	9
	円	円	円
		891,978	791,642
		891,978	791,642

- 5…別表四の加算（流出）欄に移記していますか
- 7…交際費非該当、使途秘匿金（措法62）、渡切交際費（法基通9-2-11）等を記載していますか
- 7…飲食費の金額を参加人数で除した金額が5,000円以下の場合、記載がありますか（措法61の4④二、措令37の5①）

- (要件)
次の事項を記載した書類の保存がありますか（措法61の4④、措規21の18の4）
- 1 飲食等の年月日
 - 2 参加した得意先等の氏名または名称とその関係
 - 3 参加人数
 - 4 費用の金額
 - 5 飲食店等の名称
 - 6 所在地
 - 7 その他参考となるべき事項
- 記載程度は、「〇〇会社、〇〇部、氏名〇〇外〇名、仕入先等」、社内飲食費でないこと明らかにする程度で良い

- 8…1人当たり5,000円以下の飲食費等で交際費等に該当しないものが記載されていませんか

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	平成30	平成31
1 建物	建物附属品	
2 鉄筋コンクリート造	冷暖房設備	
3 事務所用	冷暖房設備	
4 取得年月日	平16.12.1	平28.6.1
5 事業の用に供した年月日	平成16年12月	平成28年
6 耐用年数	50	13
7 取得価額	40,000,000	5,000,000
8 圧縮記帳による積立金計上額		
9 差引取得価額 (7)-(8)	40,000,000	5,000,000
10 償却計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	29,680,000	3,909,000
11 期末現在の積立金の額		
12 積立金の期中取崩額		
13 差引帳簿記載金額 (10)-(11)-(12)	29,680,000	3,909,000
14 損金に計上した当期償却額	640,000	385,000
15 前期からの繰越超過額	80,000	
16 合計 (13)+(14)+(15)	30,400,000	4,294,000
17 残存価額	4,000,000	
18 償却率 (17) × 5%	2,000,000	
19 償却率 (18) × 5%	36,000,000	
20 償却率 (19) × 0.020	0.020	
21 (16) > (18) の場合	720,000	
22 増加償却額 (21) × 割増率		
23 合計 (16)+(18)+(22)	720,000	
24 (16) ≤ (18) の場合		
25 定額法の償却額 (16) × 定額率		5,000,000
26 定額法		0.077
27 算出償却額 (25) × (26)		385,000
28 増加償却額 (27) × 割増率		
29 合計 (27)+(28)		385,000
30 当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(29)	720,000	385,000
31 特別償却		
32 償却額	720,000	385,000
33 合計 (30)+(32)+(33)	720,000	385,000
34 償却額 (34) - (35)	640,000	385,000
35 差引償却超過額 (35) - (34)	80,000	
36 前期からの繰越超過額	80,000	
37 当期償却不足によるもの	80,000	
38 当期償却超過によるもの	0	
39 差引合計翌期への繰越額 (37)+(38)-(39)-(40)	0	
40 翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (40) = (39) + (37) + (38) - (39) - (40)		
41 当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		
42 差引翌期への繰越額 (42) - (43)		
43 翌期繰越額		
44 当期分の不足額		
45 繰越額 (44) + (45)		
46 繰越額 (46) + (47)		
47 繰越額 (47) + (48)		

4. 1	法人名	株式会社A
3. 31		
設備と備		合計
1		
6月		
000		45,000,000
000		45,000,000
167		33,589,167
167		33,589,167
000		1,025,000
000		80,000
167		34,694,167
000		4,000,000
000		2,000,000
000		36,000,000
		720,000
		720,000
000		5,000,000
000		385,000
000		385,000
000		1,105,000
		1,105,000
		1,025,000
		80,000
		80,000
		80,000
		0
		0

別表十六(一) 平成三十一年四月一日以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表…(添付義務) 確定申告書に償却費に関する明細書を添付していますか (法31⑥、法令63)
 ※明細書に資産の種類ごとに、かつ、償却の方法の異なるごとに区分し、その区分ごとの合計額を記載して添付したときは、明細書を保存していますか
 別表…平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定額法を適用していますか (同日前に取得した減価償却資産については旧定額法)

別表…減価償却資産について償却費として次の場合も含まれていますか (法基通7-5-1)

- ① 取得価額に算入すべき付随費用を原価外処理をした場合
- ② 法人税または措置法の規定による圧縮限度額を超えてその帳簿価額を減額した場合
- ③ 修繕費の額のうち資本的支出として損金算入されなかった場合
- ④ 無償または低い価額で取得した場合
- ⑤ 除却損または評価損金額のうち損金算入されなかった場合 (減損損失額も含まれる)
- ⑥ 少額資産 (おおむね60万円以下) または耐用年数が3年以下の資産を消耗品費等として損金経理をした場合
- ⑦ ソフトウェアの取得価額に算入すべき金額を研究開発費として損金経理をした場合

別表四の加算 (留保) 欄に移記していますか

別表五(一)の期首減価償却超過額と一致していますか

別表四の減算 (留保) 欄に移記していますか

記載がもれていませんか

別表四の減算 (留保) 欄に移記していますか

別表五(一)④欄の差引翌期首現在利益積立金額と一致していますか

特別償却不足額 (繰越期間は1年間) を記載していますか

